

## 被扶養者認定に必要な添付書類一覧

被扶養者異動届と共に以下の書類を添付して下さい。

ただし、書類を提出すれば誰でも「被扶養者」と認定されるわけではありません。

### <必要書類>

・配偶者を扶養しておらず(=共働き等)子を扶養する方は、下記の「提出書類」に加え、配偶者の収入証明が必要です。

※共働きの場合、子は収入が多い方の被扶養者となります。

**給与所得者**…所得証明書(3か月以内に発行されたもの)と直近3か月分の給与明細(以後収入証明書と記載)

※配偶者が出産等で休職中の場合、育児休業給付金や出産手当金等の支給決定通知書を添付

**自営業者**…所得証明書(3か月以内に発行されたもの)、確定申告書(収支内訳書又は青色申告決算書の写しを含む)

※自営業者は状況により「直接的必要経費申告書」(当組合ホームページに掲載)等の記入を依頼する場合がございます。

・ひとり親の場合は下記の「提出書類」に加え世帯全員分の続柄が記載されている住民票(3か月以内に発行されたもの)に限る)が必要です。

・配偶者の方が被扶養者になる場合は、下記の「提出書類」のみご提出下さい。

被扶養者の該当項目一覧	「提出書類」(上記の必要書類と併せてご提出下さい)
出生	<必要書類> に記載している書類のみ
中学生以下	<必要書類> に記載している書類のみ
高校生以上	学生証又は在学証明書(氏名、学校名、学校所在地、有効期限が確認できるもの) 高校卒業以上で学生がアルバイトしている場合は収入証明書類も必要 ※文科省の認可を得ていない養成所等に通っている場合は学生とみなさない
パート	所得証明書と直近3か月分の給与明細
無職	所得証明書(非課税証明書)
収入減少	雇用契約書の写し、減少後の給与明細3か月分(自営業者は収入が減少したとわかる書類)
離職	「離職票Ⅰ、Ⅱ」の写しなど
婚姻	受理証明書若しくは戸籍謄本・所得証明書と直近3か月分の給与明細

※各種証明書(所得証明書等)については、発行から3か月以内のものが有効

上記添付書類に加えて、下記の状況に該当する方は別途添付書類が必要です

別居	高校卒業以上で別居の方(学生は除く)は、上記の書類に加え送金証明書を添付 ※詳細は仕送りについてをご覧ください
各種年金を受給している	直近の年金振込通知書などの写し※公的年金等の源泉徴収票は不可
各種給付金を受給している	受給資格者証や給付金支給決定通知書の写し

### 注意事項

状況により、追加で提出を求められることがあります。

なお、ご提出いただいた書類の返却はできませんので、予めご了承ください。